

宇治市文書区分等に関する要綱（平成10年宇治市告示第56号）の一部を次のように改正する。

別表の第4の部第1項第2号イを次のように改める。

イ 市長（上下水道事業）の事務組織

各課等の名称	部課コード	略号
上下水道総務課	8000110	水総務
営業課	8000200	水営
工務課	8000300	水工
配水課	8000400	水配
下水道計画課	8000500	水下計
下水道施設保全課	8000650	水下保
水管理センター	8000750	水管
治水対策課	8000910	水治

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（掲示済）

宇治市告示第39号

宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和6年3月29日

宇治市長 松村 淳子

宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
宇治市障害児保育事業補助金交付要綱（昭和59年宇治市告示第153号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 医療的ケア児 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する医療的ケア児をいう。

第2条中第7号を第10号とし、第5号及び第6号を3号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の3号を加える。

(5) 保育士等 保育士又は保育教諭をいう。

(6) 看護師等 看護師、准看護師、保健師又は助産師をいう。

(7) 認定特定行為業務従事者 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第10条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。

別表中「（医療的介助の対象となる障害児）」を「（医療的ケア児）」に、「106,750円」を「115,350円」に、「124,930円」を「134,650円」に、「52,270円」を「56,480円」に、

保育標準時間認定	1人につき月額60,640円
----------	----------------

を

保育標準時間認定	1人につき月額65,360円		
医療的ケア児が入所している保育所等	看護師等の配置	1箇所につき月額440,800円（対象となる障害児が教育標準時間認定のみである場合には、349,840円）	障害児保育事業に必要な経費（看護師等の配置に要する経費に限る。）
	保育士等の配置	1箇所につき月額412,500円（対	障害児保育事業に必要な経費（

	等の配置	12,500円（対象となる障害児が教育標準時間認定のみである場合には、327,380円）	に必要な経費（認定特定行為業務従事者である保育士等の配置に要する経費に限る。）
医療的ケア児が入所している保育所等又は入所する見込みがある保育所等	研修受講支援	1箇所につき年額300,000円	保育士等が認定特定行為業務従事者となるための研修受講経費

に改める。

別記様式第1号中「医療的介助の対象となる障害児」を「医療的ケア児」に、「」を「」に、

医療的介助の内容	医療行為の内容
----------	---------

	保育士・看護師	常勤・非常勤	月日から月日まで
	保育士・看護師	常勤・非常勤	月日から月日まで
	保育士・看護師	常勤・非常勤	月日から月日まで
	保育士・看護師	常勤・非常勤	月日から月日まで
	保育士・看護師	常勤・非常勤	月日から月日まで
	保育士・看護師	常勤・非常勤	月日から月日まで
	保育士・看護師	常勤・非常勤	月日から月日まで

					月日から月日まで
					月日から月日まで
					月日から月日まで
					月日から月日まで
					月日から月日まで
					月日から月日まで
					月日から月日まで

研修受講の状況

受講者氏名	研修日時	研修名	主催	研修内容	費用
					円
					円
					円

改める。

別記様式第2号中

「重度・中度障害児(医療的介助の対象となる障害児を除く。)

(教育標準時間認定) 人

重度・中度障害児(医療的介助の対象となる障害児を除く。)

(保育標準時間認定) 人

重度・中度障害児(医療的介助の対象となる障害児を除く。)

(保育短時間認定) 人

軽度障害児(医療的介助の対象となる障害児を除く。)(教育標準時間認定) 人

軽度障害児(医療的介助の対象となる障害児を除く。)(保育標準時間認定) 人

軽度障害児(医療的介助の対象となる障害児を除く。)(保育短時間認定) 人

医療的介助の対象となる障害児(教育標準時間認定) 人

医療的介助の対象となる障害児(保育標準時間認定・短時間認定) 人

を削る。

別記様式第4号中「医療的介助の対象となる障害児」を「医療的ケア児」に、「

医療的介助の内容

医療行為の内容

」を

		保育士・看護師	常勤・非常勤	月 日から 月 日まで
		保育士・看護師	常勤・非常勤	月 日から 月 日まで
		保育士・看護師	常勤・非常勤	月 日から 月 日まで
		保育士・看護師	常勤・非常勤	月 日から 月 日まで
		保育士・看護師	常勤・非常勤	月 日から 月 日まで
		保育士・看護師	常勤・非常勤	月 日から 月 日まで
		保育士・看護師	常勤・非常勤	月 日から 月 日まで

」に

				月 日から 月 日まで
				月 日から 月 日まで
				月 日から 月 日まで
				月 日から 月 日まで
				月 日から 月 日まで
				月 日から 月 日まで

研修受講の状況

受講者氏名	研修日時	研修名	主催	研修内容	費用
					円
					円
					円

改める。

別記様式第5号中

「重度・中度障害児(医療的介助の対象となる障害児を除く。)

(教育標準時間認定) 人

重度・中度障害児(医療的介助の対象となる障害児を除く。)

(保育標準時間認定) 人

重度・中度障害児(医療的介助の対象となる障害児を除く。)

(保育短時間認定) 人

軽度障害児(医療的介助の対象となる障害児を除く。)(教育標準時間認定) 人

軽度障害児(医療的介助の対象となる障害児を除く。)(保育標準時間認定) 人

軽度障害児(医療的介助の対象となる障害児を除く。)(保育短時間認定) 人

医療的介助の対象となる障害児(教育標準時間認定) 人

医療的介助の対象となる障害児(保育標準時間認定・短時間認定) 人

を削る。

別記様式第6号中「医療的介助の対象となる障害児」を「医療的ケア児」に、「

医療的介助の内容

医療行為の内容

」を

		保育士・看護師	常勤・非常勤	月 日から 月 日まで
		保育士・看護師	常勤・非常勤	月 日から 月 日まで
		保育士・看護師	常勤・非常勤	月 日から 月 日まで
		保育士・看護師	常勤・非常勤	月 日から 月 日まで
		保育士・看護師	常勤・非常勤	月 日から 月 日まで
		保育士・看護師	常勤・非常勤	月 日から 月 日まで
		保育士・看護師	常勤・非常勤	月 日から 月 日まで

」に

				月 日から 月 日まで
				月 日から 月 日まで
				月 日から 月 日まで
				月 日から 月 日まで
				月 日から 月 日まで

					月 日まで
					月 日から
					月 日まで
					月 日から
					月 日まで

研修受講の状況

受講者 氏名	研修 日時	研修名	主催	研修内容	費用
					円
					円
					円

改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の規定は、令和

6年度以後の年度分の補助金について適用し、令和5年度分までの補助金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際改正前の別表の補助区分（医療的介助の対象となる障害児が入所している保育所等の補助区分に限る。）に該当していた保育所等で、改正後の別表の補助区分（医療的ケア児が入所している保育所等又は入所する見込みがある保育所等）の規定の適用を受けないこととなる保育所等の補助金については、前項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

（揭示済）

宇治市告示第43号

令和6年度固定資産の価格等の登録について

固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の令和6年度の価格等の全てを登録したので、地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

宇治市長 松村 淳子

（揭示済）

宇治市告示第44号

指定居宅介護支援事業所の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業所として次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

令和6年4月1日

宇治市長 松村 淳子

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業所の所在地			
26612 90342	ケアセンター しらいと 京都府宇治市木幡正中57番地の4サ ンシティ正中101号	株式会社やすらぎ	令和6年4 月1日	居宅介護 支援

（揭示済）

宇治市告示第45号

宇治市景観計画の変更について

宇治市景観計画を変更したので、景観法（平成16年法律第110号）第9条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示し、当該変更後の景観計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和6年4月1日

宇治市長 松村 淳子

1 変更した景観計画の名称

宇治市景観計画

2 景観計画の変更の概要

G地区（市街地・田園・山麓・山間地区）の区域の変更

3 効力の発生する日

令和6年4月1日

4 縦覧場所

宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課

（揭示済）

- 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
地方公共団体情報システム機構
東京都千代田区一番町25番地
- 委託事務
証明書等自動交付サービスによるコンビニエンスストア等における証明書交付手数料の収納事務
- 指定日
令和6年4月1日
- 委託日
令和6年4月1日
- 委託期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（揭示済）

宇治市告示第47号

議決予算の公表について

令和6年2月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和6年4月19日

宇治市長 松村 淳子

令和5年度宇治市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度宇治市の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300,757千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74,729,762千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。
- （地方債の補正）

- 第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位 千円）

款	項	補正前の予算額	補正額	計
7.地方消費税交付金		4,004,000	30,000	4,034,000
	1.地方消費税交付金	4,004,000	30,000	4,034,000
12.地方交付税		9,156,000	500,000	9,656,000
	1.地方交付税	9,156,000	500,000	9,656,000
16.国庫支出金		17,608,554	137,821	17,746,375
	1.国庫負担金	11,831,724	117,000	11,948,724
	2.国庫補助金	5,723,792	20,821	5,744,613
17.府支出金		6,078,661	145,570	6,224,231
	1.府負担金	4,068,551	139,521	4,208,072
	2.府補助金	1,675,440	6,049	1,681,489
19.寄付金		220,000	729	220,729
	1.寄付金	220,000	729	220,729
20.繰入金		690,703	2	690,705
	1.特別会計繰入金	0	2	2
21.繰越金		431,582	424,335	855,917
	1.繰越金	431,582	424,335	855,917
23.市債		5,353,800	62,300	5,416,100
	1.市債	5,353,800	62,300	5,416,100
歳入合計		73,429,005	1,300,757	74,729,762

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
2. 総務費		6,936,923	617,990	7,554,913
	1. 総務管理費	5,401,785	636,014	6,037,799
	2. 徴税費	817,170	△5,783	811,387
	3. 戸籍住民基本台帳費	510,702	5,924	516,626
	4. 選挙費	127,343	△8,528	118,815
	5. 統計調査費	31,208	△298	30,910
	6. 監査委員費	48,715	△9,339	39,376
3. 民生費		35,079,736	1,008,658	36,088,394
	1. 社会福祉費	18,202,582	790,023	18,992,605
	2. 児童福祉費	11,865,040	216,978	12,082,018
	3. 生活保護費	5,004,562	△7,013	4,997,549
4. 衛生費		6,002,298	△349,863	5,652,435
	1. 保健衛生費	3,050,055	△232,807	2,817,248
	2. 清掃費	2,952,243	△117,056	2,835,187
	4. 災害救助費	7,552	8,670	16,222
5. 労働費		45,378	141	45,519
	1. 労働諸費	45,378	141	45,519
6. 農林水産業費		411,188	△70	411,118
	1. 農業費	304,078	△274	303,804
	2. 林業費	105,804	204	106,008
7. 商工費		2,534,502	△5,551	2,528,951
	1. 商工費	2,534,502	△5,551	2,528,951
8. 土木費		6,437,994	14,394	6,452,388
	1. 土木管理費	595,335	△3,576	591,759
	2. 道路橋梁費	1,634,437	61,668	1,696,105
	3. 河川費	405,647	△665	404,982
	4. 都市計画費	3,260,293	△43,315	3,216,978
	5. 住宅費	542,282	282	542,564